

令和元年6月佐川町議会定例会会議録（第4号）

招集年月日 令和元年6月13日

招集の場所 佐川町議会議場

開 会 令和元年6月13日 午前9時宣告（第7日）

応招議員	1番	橋元 陽一	2番	宮崎知恵子	3番	西森 勝仁
	4番	下川 芳樹	5番	坂本 玲子	6番	邑田 昌平
	7番	森 正彦	8番	片岡 勝一	9番	松浦 隆起
	10番	岡村 統正	11番	中村 卓司	12番	永田 耕朗
	13番	西村 清勇	14番	藤原 健祐		

不応招議員 なし

出席議員	1番	橋元 陽一	2番	宮崎知恵子	3番	西森 勝仁
	4番	下川 芳樹	5番	坂本 玲子	6番	邑田 昌平
	7番	森 正彦	8番	片岡 勝一	9番	松浦 隆起
	10番	岡村 統正	11番	中村 卓司	12番	永田 耕朗
	13番	西村 清勇	14番	藤原 健祐		

欠席議員 なし

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	堀見 和道	健康福祉課長	田村 秀明
副町長	中澤 一眞	産業建設課長	田村 正和
教育長	川井 正一	国土調査課長	橋掛 直馬
総務課長	麻田 正志	会計管理者兼会計課長	真辺 美紀
チーム佐川推進課長	岡崎 省治	教育次長	片岡 雄司
税務課長	森田 修弘	病院事業副管理者兼事務局長	渡辺 公平
町民課長	和田 強	農業委員会事務局長	吉野 広昭

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 河添 博明

町長提出議案の題目 別紙のとおり

議員提出議案の題目            な し

議 事 日 程                      議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。

令和元年6月佐川町議会定例会議事日程〔第4号〕

令和元年6月13日 午前9時開議

- 日程第1 議案第51号 令和元年度佐川町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第2 議案第52号 令和元年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第3 議案第53号 令和元年度佐川町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第4 議案第54号 令和元年度佐川町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第5 議案第55号 佐川町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第56号 物品購入契約の締結について
- 日程第7 議案第57号 物品購入契約の締結について
- 日程第8 発議第1号 本年度消費税10%増税廃止を求める意見書
- 日程第9 議員派遣について
- 日程第10 委員会の閉会中の継続審査及び調査について



議長（永田耕朗君）

おはようございます。ただいまの出席議員数は14人です。  
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。  
本日の日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1、議案第51号、令和元年度佐川町一般会計補正予算（第1号）について、質疑を行います。

3番（西森勝仁君）

おはようございます。3番、西森です。ちょっとお尋ねをいたします。22ページの6款、商工費、商工振興費の中の13節委託費がありますが、プレミアム付商品券、これにつきましては、この秋に予定されております消費税の増税に伴う低所得対策と、こういうふうに理解をしております、これにつきましては議会前に総務課長から少しご説明をいただいておりますけれども、担当課長にこれについて4点ほどお尋ねをしたいと思います。

まず1点目ではありますが、委託料が500万、500万というのは商品券の印刷代にしては額が多すぎると、思うわけではありますがこれはどんなものを委託する予定か、これが1点と、販売する商品券の総額はいかほどか。この時期についてはいつどんな方法なのか。そして前回の時ですけれども、この時はいわゆる早い者勝ちということで、皆さん早くから並ばれたと思いますが、一定のところでもう本日の予定は終わりということになりまして、完売ということになったわけですが。しかしその後、完売ではなくて、商品券が残ったということで、あとでまた売ったと思いますけれども、こうした問題もいろいろあったわけですが、その教訓が、今後予定しています商品券の販売については、どういうふうに考えておられるか、以上4点についてお伺いします。

産業建設課長（田村正和君）

おはようございます。お答えします。まず予算書の22ページ23ページにありますとおり、23ページの6款、1項、1目、商工振興費、13節委託料、プレミアム付商品券事業委託料500万円でございますが、これはプレミアム付商品券の販売それから換金、それから印刷というか広報などの事務を、委託を予定をしているものでして、商工会への補助を予定しております。

それから時期についてでございますけれども、対象者については、子供の世帯、それから非課税者が主に対象となります。子供世帯に

つきましては 2016 年 4 月 2 日から 2019 年 9 月 30 日までに生まれた子供さんがいる世帯が対象となります。それから非課税者については、2019 年 1 月 1 日時点の住民の方のうち非課税者が対象であるということになっております。

販売の額につきましては今、対象となる先ほど言いました子供さんと非課税者あわせて約 3,900 名ぐらいの予定をしております。これが最大であろうと考えておりました、販売額につきましては、3,900 名の方が対象となった場合に、購入額については 2 万円ですから 7,800 万円ぐらいで購入ができると。そのプレミアム分が 25% つきますので、それが 1,950 万円、利用可能額プレミアムを足して実際に利用できる数が先ほどの 7,800 万と 1,950 万を足して 9,750 万円程度だと考えております。以前やったプレミアム付とは違いまして、先ほども言いましたとおり対象者がおりますので、その対象者の方をまずは 6 月以降にリストアップさせていただきまして、その方に対して購入引換券を送付をさせていただきます。

その購入引換券を送付した後に、実際のチケット販売は 10 月 1 日からの予定をしております。なお、非課税者につきましては、対象のリストアップ後に購入希望申請書というものを送付させていただきまして、その申請書の内容を審査をするということは事務として追加がされます。チケットの販売が 10 月 1 日からでして、最終には 2 月末までぐらいを予定しております。チケットの商品購入は年度末 3 月末まで使用が可能ということの予定のようです。以上でございます。よろしく申し上げます。

### 3 番（西森勝仁君）

明解な説明をいただきまして、非常によくわかりました。前のように早い者勝ちというようなわけではなくして、対象者も審査をして、約 3,900 ぐらいこれぐらいがいっぱいじゃないかというように。これは非常によくわかりました。それで、ずっと以前のことですけれども、平成 9 年か 10 年の頃に商品券事業があったわけでありまして、この時に、役場のいろんな状況の中から商品券の印刷等の担当をしたわけですが、この時はお札のように透かしが要ということで町内業者を想定しておりましたのですが、お札のような透かしがあるのはようせんということでありまして、私が疑問に思いクレームもつけたわけですが、何でと言いますと町内にも競馬の馬券とか印刷して納入している業者もありましたので、その馬券とかいっ

たものが印刷できる技術がなんでいのかと、というようなことで当時はちょっとカラーがついた千円札とか一万円札とかというようなイメージをしておったようですけれども、そんなもんができる業者は県内にも数少ないようなことで異議も言わせてもらいました。

結果としては町内業者でよいということになりまして、印刷業務は完了したわけですが、私は印刷するにもぜひ町内業者でやってもらいたいと思いますが、そのあたりはこれは町長にお尋ねしたほうがよろしゅうございますでしょうか。責任のある答弁をいただきたいと思います。

産業建設課長（田村正和君）

お答えします。チケットの品質というか求められているものにつきまして、特に今、透かしであるとか、そういったものは担当のほうには国のほうからも来ておりませんが、今のところ、町内の印刷屋でチケットは作成できると考えております。以上です。よろしくお願ひします。

議長（永田耕朗君）

ほかに質疑はありませんか。

1 番（橋元陽一君）

補正予算書の7ページであります。歳入が明記されていますが、ここに繰入金として6億7,800万なにかしから2,900万余の補正をして7億700万ぐらいの補正が組まれております。歳出のほうを見ると一般財源へ繰り入れて、どこに3千万相当が歳出して出て行くのかわかりませんので、主なものでかまいませんので教えていただきたいと思います。

総務課長（麻田正志君）

お答えいたします。申し訳ありません。明確にどこにというようなことは、資料は持っておりませんのでお答えできませんけれども。全般的なことで説明させていただきますと、当然今回の補正予算の事業につきましては、それぞれの事業につきまして国の補助金あるいは県の補助金が充当される事業とかがあります。そういう事業につきましては充当の残、町の負担分について一般財源が充当されております。

またその他に国、県の補助事業、あるいは別の特定財源、そういうものがない事業あるいは事務とかにつきましてはそこに一般財源が充当されますので、すいません説明が大まかになりますけれども、

特定財源がない事務事業について、ということでお答えをさせていただきます。

町長（堀見和道君）

私のほうから補足の説明をさせていただきます。特に細かく申し述べることはできませんが、重立ったものとしましては当初予算で、組んでいなかった人件費、あと育休、産休明けでこの5月6月7月以降を職に戻られる職員がいます。健康福祉課では確か2名いると思いますが、当初予算で給与として見込んでいなかった人件費がかなりのウエイトになっております。あとは教育委員会のほうで図書館のシステムの更新ということがありますが、これは一般財源、町の単独予算で組んでおりますので、足りない部分を基金から繰り入れておるということになります。人件費と教育委員会の図書館のシステムの更新ということが主な要因となっております。以上です。

1 番（橋元陽一君）

ありがとうございます。町の財政調整基金については、議会懇談会等で質問を受けたり経過があって、広報でもこの間の基金については開設もされている経過があります。そういうふうに財源がないところで緊急的に対応しなければならない形で目的別の繰入基金とは別に、財政調整基金が運用されていると思います。そのことは了解しますので、この段階で財政調整基金がどれくらいあと残っているかですね、ちょっとわかれば教えていただきたいと。当然こういう議会ごとに補正を組んでいかなければならないということになるので、少し見えるような形でご回答いただければと思います。よろしくお願いします。

総務課長（麻田正志君）

お答えさせていただきます。申し訳ありません、財政調整基金の残額につきまして、その見込み額につきまして今、手持ち資料がございませんので、のちほどご報告のほうをさせていただきます。以上です。

1 番（橋元陽一君）

ぜひお願いいたします。広報でも紹介されていまして、財政調整基金というのが、町民の皆さんにわかるような形で発信をしていただきたいということを添えて質問を終わります。

議長（永田耕朗君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 51 号、令和元年度佐川町一般会計補正予算（第 1 号）について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 51 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 2、議案第 52 号、令和元年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 52 号、令和元年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 52 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 3、議案第 53 号、令和元年度佐川町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

1 番（橋元陽一君）

補正を組まれた原因が、根拠がどこにあるかということをお教え

いただきたいと思います。

健康福祉課長（田村秀明君）

お答えします。1款、1項、1目につきましては、異動による人件費の補正です。また13節の委託料につきましては、介護保険制度改正に伴うシステム改修の委託料ということで、補正をさせていただいています。2款、4項と2款、5項につきましては介護サービスと介護予防サービス、要するに要介護と要支援のところで組み替えの補正を22万と33万の補正を行っています。それから3款のほうの地域支援事業につきましては、職員の異動によります人件費の補正ということで、補正をさせていただいております。以上です。

議長（永田耕朗君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第53号、令和元年度佐川町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第53号は、原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第54号、令和元年度佐川町水道事業会計補正予算（第1号）について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 54 号、令和元年度佐川町水道事業会計補正予算（第 1 号）  
について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。  
賛成全員。

したがって、議案第 54 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 5、議案第 55 号、佐川町介護保険条例の一部を改正する  
条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 55 号、佐川町介護保険条例の一部を改正する条例の制定  
について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。  
賛成全員。

したがって、議案第 55 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 6、議案第 56 号、物品購入契約の締結について、質疑を  
行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 56 号、物品購入契約の締結について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 56 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 7、議案第 57 号、物品購入契約の締結について、質疑を行います。

### 3 番（西森勝仁君）

佐川町内の小中学校タブレット等導入業務について少しお尋ねをいたします。この入札につきましても、四国情報管理センターが落札しておりますけれども、これについて異議をいうものではありませんが、しかし町内業者がどうして参入できなかったか。入れようと思えばジョイントを組むなりいろいろな方法がいろいろあったと思いますけれども、なぜ参入できていないのか。これが一点。

次にこの指名業者の指名の最終決裁権者だれか。次にこれはできあがりの製品、タブレットを買う業務でありますので、業者が安く売ってくれるのであれば、安いほうがいいに決まっています。こうしたものについては不良品というものは極めて少ないと思います。しかし落札率が 93.83%になろうかと思いますが、それほど安い金額で落札されているのではないと思いますが、これは本当に安いほどいいんじゃないかと思います。

最低制限価格の設定もしたのかこのあたりもちょっとお伺いしたいと思いますが、まず以上の点についてお伺いします。

### 総務課長（麻田正志君）

お答えいたします。まず 1 点目の町内の指名業者がなかったという点につきましてお答えをさせていただきます。今回の佐川町内小中学校タブレット等導入業務につきましては、コンピューター機器の物品購入入札参加申請書を提出されておる町内業者の方がいなかったため、指名のほうをしなかったということでございます。

2 点目の指名業者の決定権者につきましては町長ということになっています。

3 点目の最低制限価格の設定につきましては、今回の物品購入業務につきましては最低制限価格の設定のほうはいたしておりません。以上でございます。

### 3 番（西森勝仁君）

今、総務課長の答弁によりますと、町内業者が指名願が出ていな

いから、入れなかったということでありますけれども、こういう業務はめったにないわけですし、町内業者は2月ないし3月頃に毎年出していることではないと思いますので、これはこういった随時できるとは思います。制度上、というふうに判断していました。今、最終決裁権者はだれか答弁あったですかね。最終決裁権者の時にこういうことは考慮されなかったのか。あわせてお伺いします。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。指名業者の選考委員会を開催してもらって、その結果の説明を受けて私が今回の指名業者で入札を行ってください、と言いました。以上です。

3番（西森勝仁君）

こういうめったにない、町内業者も予期しない場合はですね、ちょっと手を足してもろうて、こういった購入業務があるけれども参入しないかと。小中学校エアコンの時のような感じでちょっと手を足して、ジョイントを組むなりやりようがいろいろあると思いますので、町内業者でできるものはしっかりやっていただきたい。税金を払うのは町民です。このあたりのことはよろしくお願ひしたいとともに再度答弁願ひします。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。小中学校空調工事と比較をされておりますが、まったく別物でございますので同列に扱うことはできません。以上です。

議長（永田耕朗君）

ほかに質疑はありませんか。

休憩します。

休憩 午前9時25分

再開 午前9時26分

議長（永田耕朗君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。西森議員が役場で決めているルールを破ってでもやりなさいというような発言に聞こえましたが、今、役場として決めていること、条例要綱等で決めていること、入札に

ついても決めて進めている内容に沿って今、業務を進めております。現時点ではそういう考えで入札は執行しています。そうすべきだと思っております。以上でございます。

議長（永田耕朗君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 57 号、物品購入契約の締結について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成多数。

したがって、議案第 57 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 8、発議第 1 号、本年度消費税 10%増税廃止を求める意見書について、を議題とします。提案者の説明を求めます。

11 番（中村卓司君）

ご指名をいただきましたが、本来なら委員長がご報告を申し上げるところでございますけれども、委員長が反対の立場でございますので、副の私が意見書を述べさせていただきますので、ご了解をよろしくお願いしたいと思います。

（以下、発議第 1 号、「本年度消費税 10%増税廃止を求める意見書」朗読）

以上でございます。

議長（永田耕朗君）

質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

発議第 1 号、本年度消費税 10%増税廃止を求める意見書について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成多数。

したがって、発議第 1 号は、可決されました。

日程第 9、議員派遣について、を議題とします。

議員派遣については、お手元に配付しましたとおり派遣すること  
にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、議員派遣は、お手元に配付のとおりと決定しました。

日程第 10、委員会の閉会中の継続審査及び調査について、を議題  
とします。

各委員長から、会議規則第 75 条の規定により、お手元に配付しま  
した申出書のとおり、閉会中の継続審査及び調査の申し出がありま  
す。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とするこ  
とに御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査及び  
調査とすることに決定しました。

以上で、本定例会に提出されました全ての案件は終了しました。

町長挨拶を願います。

町長（堀見和道君）

改めましておはようございます。

本定例会に提案させていただきました一般会計補正予算を含め  
全ての議案、並びに報告案件、承認案件について全てご承認いた  
だきましてまことにありがとうございます。しっかりと予算の執行、  
運営につきましても、気を引き締めて臨んでまいりたいと考えてお

ります。一般質問における中村議員の道の駅の質問に対しまして、運営にかかわる皆さんの機運が、高まらなければという発言をしましたが、基本構想をつくるということを進めていく以上、町執行部としましては機運が高まるように努力をしていきます。一生懸命前向きに取り組んでいきます。ぜひ中村議員におかれましては、はちきんの店の皆さんが中心となって署名を集められております。その時の熱い思いをまた呼び起こして、ことしの基本構想づくりにぜひ積極的にかかわっていただければなというふうに思っております。よろしく願います。

最後になりますが、高知県の新たな産業廃棄物管理型最終処分場の件について、話をさせていただきまして閉会の挨拶にかえさせていただきたいと思っております。大変重たい決断を迫られております。昨日は議会の皆様におかれましては、議員全員協議会で賛成多数ということで、県の受け入れを受諾すると。県の受け入れ申し込み受諾するという決定を下されております。町執行部としましても、今後開催をしていく庁議の中で議論を重ねて決定をして今度の日曜日 16日の午後4時に集落活動センター加茂の里におきまして、加茂地区の住民の皆さんに私の口から直接結果をお伝えさせていただきます。

やはり、近くにはつくってほしくない、心配だ、不安がある、できれば近くにはないほうがよい、長竹地区の皆さんからは私のところに2回、住民の皆さんの声を具体的に届けていただきました。長竹地区以外の方の中にも不安に思われている方もいらっしゃいます。反対の意見を述べられている方もいらっしゃいます。全ての住民が一致した意見を出すことは大変難しいテーマであるというふうに思っております。

その中で、これは高知県全体の問題であり、高知県に必要な施設であるということ、この点につきましてはこれまで私の耳に届いた声として、必要性があるということに関して異論を挟む人は一人もいませんでした。そうした中で佐川町民の幸せも考えながら、高知県全体の問題として、佐川町も34市町村の中のひとつ、一員ということも立場も考え、今後、庁議の中でしっかりと議論をして決定をしていきたいと思っております。大変重たい決定であります。しっかりと議論を交わして住民の皆さんに私の口から直接お伝えをしたいと思っております。

議員の皆様も昨日はお疲れ様でした。執行部もこれから決めさせていただきます。

以上をもちまして本定例会の閉会にあたっての私の挨拶とかえさせていただきます。ありがとうございました。

議長（永田耕朗君）

本日の会議は、これをもちまして終わります。

令和元年6月佐川町議会定例会を閉会します。

閉会　　午前9時40分

